



平成 30 年 3 月 27 日

## 地域枠・従業員枠の弾力措置について

平成 30 年 3 月 2 日付で企業主導型保育事業費補助金実施要綱の一部が改正され、従業員枠に空き定員がある場合に、保育所等の入所保留の通知を受けた児童に限って、地域枠の 50% の上限を超えた受入れ(以下、「弾力措置」という。)が可能とされました。

本弾力措置に係る留意点を別紙のとおりまとめましたのでご確認ください。

<参考>企業主導型保育事業費補助金実施要綱第 3 の 2

(1) 利用定員

① 事業実施者は、次の区分ごとに応じて、施設の利用定員を定めるものとする。なお、事業実施者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。

ア 従業員枠

事業実施者に雇用されている者の監護する児童及び事業の実施者と連携した企業に雇用されている者の監護する児童

イ 地域枠

ア以外の児童（施設の利用定員の 50%以内。）

② ①の規定にかかわらず、以下のアからウまでの全ての要件を満たす場合に限り、施設利用定員の 50% を超過して①ア以外の児童を受け入れることができるものとする。

ア 児童福祉法第 24 条第 3 項に基づく市区町村の利用調整の結果、入所保留の通知を受けた児童の受入れであること

イ 原則として、従業員枠の当該年度中における空き定員を活用した一時的なものであること

ウ 施設の利用定員の全てを地域枠対象者とししないこと



(別紙) 弾力措置に係る留意点

問 1) 弾力措置により受入れた児童であるということは、どのように証明すればいいのか。

答 1) 運営費月次報告の基本分在籍児童報告の「従業員枠、地域枠の別」欄に「地域枠(弾力措置)」と入力(プルダウン)して報告するとともに、「保育所入所保留通知書」の写しを毎月、添付資料としてアップロードしてください。なお、保護者から「保育所入所保留通知書」の写しの提供を受けるにあたっては、地域枠での弾力措置での利用に必要な書類であることを説明して理解を求めるようにしてください。

【基本分在籍児童報告様式の入力例】

1. 月初日の在籍児童(月初日から在籍している児童のうち概ね月16日(週4			
No	氏名(正式な表記、漢字名は漢字で)	年齢	従業員枠、地域枠の別
1			<b>地域枠(弾力措置)</b>

※電子媒体は、企業主導型保育事業ポータルサイト>ダウンロード>8 からダウンロード

問 2) 弾力措置により受入れた児童が、その後に保育所等の入所決定を受けた場合には、弾力措置による受け入れは終了するのか。

答 2) 弾力措置により受入れた児童が、保育所等の入所決定を受けた後も継続して企業主導型保育施設の利用を希望した場合には、当該年度末まではそのまま弾力措置による受け入れを可能とします。

同様に、企業主導型保育施設利用後に保護者が保育所等の利用の申し込みを取り下げた場合も、就労等の事由により保育が必要なことに変わりがなければ当該年度末まではそのまま弾力措置による受け入れを可能とします。



問 3) 弾力措置により受入れた児童は、年度末（3月）には一度退所しなければいけないのか。新年度（4月）にも保育所入所保留となった場合はどうするのか。

答 3) 弾力措置は、従業員枠の当該年度中における空き定員を活用した一時的なものであることから、年度末（3月）までの利用契約とする必要があります。利用契約にあたっては保護者に対して十分に説明を行うようにしてください。

なお、新年度（4月）において、他の地域枠の児童が退所したことに伴い、弾力措置で利用した児童を含めて地域枠が 50%以内に収まった場合には、当該児童は従前の地域枠での利用となります。

また、新年度（4月）時点において、従業員枠に空きがあり、その後も具体的な利用予定がないことが明らかな場合には、新年度（4月）時点における入所保留通知書をもって弾力措置による継続受入れを可能とします。同様に、新年度（4月）時点の新規の利用の場合においても、従業員枠に空きがあり、その後も具体的な利用予定がないことが明らかな場合には、入所保留通知を受けた児童の弾力措置による受入れを可能とします。

【新年度（4月）における整理表】

	原則	新年度(4月)において地域枠が50%以内に収まった場合	新年度(4月)において、地域枠が埋まっているが、従業員枠に枠があり、その後も具体的な利用予定がない場合
継続利用児童	退所	通常地域枠で利用	地域枠の弾力措置での利用可能
新規利用児童	地域枠の弾力措置の適用なし	通常地域枠で利用	地域枠の弾力措置での利用可能(従業員枠の利用がある場合に限り)

問 4) 弾力措置にあたって「施設定員の全てを地域枠対象者としめないこと」とあるが、従業員枠の児童が退所して結果として、全てが地域枠対象者となった場合はどうすればいいのか。

答 4) 従業員枠の利用がある施設に限り弾力措置を行うことができますが、従業員枠の児童が退所した結果として、全てが地域枠対象者となったことをもって、ただちに助成金の減額等を行いません。ただし、それ以降、従業員枠の児童の利用があるまでの間は、新規の弾力措置は行えません。



問 5) 本運用の適用日（平成 30 年 3 月 1 日）前から、従前の地域枠を利用して入所していた児童が、入所保留通知を受けていた場合（新たに入所保留通知を受けた場合を含む。）には、その児童を弾力措置の受入れとして位置付けて、新たに地域枠の受入れ拡大を行うことはできるか

答 5) 弾力措置の受入れとして位置づけられるのは、入所保留を受けて、新たに弾力措置で受入れた児童のみであり、従前から地域枠を利用して入所していた児童を弾力措置の対象児童として位置付けることはできません。

一方、弾力措置で受入れた児童について、その後に従前の地域枠の別の児童が退所したことにより、一旦、地域枠 50%の範囲内に収まったとしても、当該年度末までは弾力措置で受入れた児童として位置づけられることには変わりはありません。

問 6) 本運用の適用日（平成 30 年 3 月 1 日）前の地域枠の上限に係る立入調査の指摘事項についてはどのようなになるのか。

答 6) 本運用の適用日（平成 30 年 3 月 1 日）前の地域枠の上限に係る指摘事項はそのままです。ただし、地域枠の上限を超えてから受入れた当該児童が、保育所入所保留の通知を受ける（既に受けていた場合を含む。）など、弾力措置の要件を満たした場合には、平成 30 年 3 月 1 日以降は弾力措置の受入れの対象とすることができます。

なお、今後、立入調査時に弾力措置の要件確認を行うこともありますが、要件を満たしていないことが判明した場合には、助成金の返還請求等の措置と併せて企業名を公表することもありますので、弾力措置の運用にあたってはご留意願います。